令和８年度富士山麓周遊コンテンツ造成業務委託仕様書

・この仕様書は、企画提案書作成用である。
・契約予定者（以下「受託者」という。）を特定後、静岡県（以下「委託者」という。）は受託者と本書及び企画提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様を決定した上で委託契約を締結する。

１　適用

本仕様書は、「令和８年度富士山麓周遊コンテンツ造成業務委託」の企画提案に適用する。

２　業務の目的

静岡県富士山世界遺産センター（以下、「センター」という。）を起点として、富士山の構成資産等をストーリーでつなぐ周遊施策を実施する。富士山の顕著な普遍的価値を県民に広く浸透させるとともに、センターを核とした山麓部への誘客促進を図る。

＜背景・課題（別紙参照）＞

世界遺産「富士山」の顕著な普遍的な価値を、世界に誇る財産として後世に継承し、地域資源として活用していくためには、適切な保存管理や県民の意識醸成が必要である。

富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的な価値を理解している県民の割合は低い水準にあり、特に「芸術の源泉」としての価値の理解浸透が課題となっている。加えて、富士山に係る包括的な保存管理と価値発信の拠点である静岡県富士山世界遺産センターは年間 30 万人の来館者を目標としている。

これらの課題及び目標の達成に向け、山域だけではなく、山麓の構成資産を含めて世界文化遺産に登録されている富士山の性質を踏まえ、山麓部での誘客・周遊施策を展開する。

３　委託（予定）期間

契約締結日から令和９年３月 17 日(水)まで

４　業務内容（提案を求める事項）

（１）ターゲット

国内観光客中心・初心者向け

（２）メインエリア

富士山世界遺産センターを中心とした富士宮市周辺地域

※今年度の検証結果を踏まえ、次年度以降に周辺地域にエリア拡大を検討。将来的には富士山の信仰・芸術の側面を核に、山麓一帯を面として発信できる周遊モデルの形成を目指す。

（３）具体的な展開

受託者は、自由な発想に基づき、以下の事項を踏まえた具体的な周遊施策を企画し、運営、広報を実施すること。なお、具体的な内容（手法・時期・期間等）は、本仕様書「２　業務の目的」を達成するために、最も効果的かつ実現可能な内容として提案すること。

ア　センターを起点に山麓の構成資産を巡り、単なる観光にとどまらず、世界文化遺産としての富士山の価値である「信仰の対象」と「芸術の源泉」を深く理解し、体感できる周遊コンテンツを造成すること。

イ　家族連れ等でも楽しみながら学ぶことができる工夫を盛り込み、センターでの事前学習と各周遊先での体験を連動させること。あわせて、センターへの来館を促進するとともに、体験後も「またセンターを訪れたい」と感じられる魅力向上を図り、再来館意欲の喚起につながる内容とすること。

ウ　初心者層や一般の観光客にも訴求できるよう、参加者の関心やニーズ、旅行スタイルに応じた設計を行うこと。

エ　単発のイベントに終わらせず、次年度以降の横展開・拡張が可能な実効性の高い「持続可能な周遊の仕組み（地域が自走できる体制やツールの活用等)」を提案すること。

（４）効果測定、検証

ア　本事業の実績・効果について、受託者独自で定量的な分析を行い、評価・課題を報告すること。分析結果を踏まえ、今後の周遊施策に向けた提案を行うこと。

イ　本事業を通じて把握した課題やニーズについては、次年度以降の事業検討材料として活用するとともに、必要に応じて関係者等に情報共有する場合がある。

＜効果測定の項目（一例）＞

・富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の理解の向上
・富士山世界遺産センターの来館者数の増加
・その他、課題やニーズ把握のために必要な事項や今後の事業展開のイメージ等

５　提案に当たって考慮すべき事項

ア　事業の実施に当たっては、関連施策を推進する各自治体並びに観光資源・観光コンテンツ等を有する観光団体等と連携し、事業を推進すること。

イ　本事業は「地域未来交付金（地域未来推進型)」制度を活用するため、以下の点に留意して見積及び提案をすること。

・特定の個人や個別企業に対する直接的な給付（モニターツアー等の個人への旅行代金の支給、販促品提供費、金券・クーポン券の配布等）は、原則として交付金の対象外となる。
・周遊促進のためのインセンティブ（ノベルティ等）活用の提案は可能とする。ただし、当該物品の調達費及び、発送料、事務手数料等の諸経費（上限：200 千円程度を想定）については、県が別途発注するため、本事業の契約限度額には含めずに提案すること。

６　その他の留意事項

（１）実施体制

ア　受託者は本事業を推進し全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

イ　実施責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とすること。また、委託者の担当者と充分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

ウ　本業務に当たっては、事前に委託者と十分な調整・検討を行うこと。

（２）秘密保持等

ア　受託者は個人情報保護法、静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシー等を遵守するものとする。

イ　本委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。これについては、業務完了後も同様とする。

（３）権利申請等

ア　事業実施に当たって必要な映像、イラスト、写真、その他の資料等は、原則、受

託者が委託費用内において用意すること。

イ　事業実施に当たって必要な権利申請等は、委託者と受託者の協議の上、原則、受託者が行うこと。

（４）著作権等

ア　本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

また、権利処理にあたっては、次の事項が可能となるようにすること。

(ｱ)第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により上映、貸出し、配布等が可能とすること。

(ｲ)第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により Web、SNS 等に掲載可能とすること。

イ　本事業に使用する映像、写真については、肖像権を侵害しないよう留意すること。

ウ　定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

７　報告・打合せ

（１）受託者は、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。

（２）業務を円滑に実施するために、受託者は委託者の求めに応じ、適宜打合せを行うこと。

８　その他

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

＜参考＞世界遺産「富士山」を知るための関連サイト

・静岡県世界遺産富士山公式サイト「世界遺産富士山とことんガイド」
（https://www.fujisan223.com/）
・静岡県富士山世界遺産センター公式サイト（https://mtfuji-whc.jp/）
・富士山世界文化遺産協議会サイト（https://www.fujisan-3776.jp/）
・日本富士山協会サイト（https://www.fujisan-kyokai.jp/）

【別紙】背景・課題　静岡県総合計画(2025-2028)

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

◆ 県政世論調査

「信仰の対象」と「芸術の源泉」という富士山の世界遺産としての価値の両方を理解している人の割合
(R6年度)27.3%
(R7年度)21.1%
古くから信仰の対象とされていること・・・63.8%　芸術作品への影響・・・28.8%

指標名	現状値	目標値
1年間に文化・芸術に関わる活動を行った人の割合	(R6年度) 17.1%	(R10年度) 25.0%
富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合	(R6年度) 27.3%	(R10年度) 50.0%

◆ 富士山世界遺産センターを中心とした富士山の保存管理と価値の発信

年間30万人の来館者目標　(R6年度)182,125人　(R7年度)193,514人

R7	R8	R9	R10
富士山世界遺産センターを中心とした富士山の保存管理と価値の発信			
富士山世界遺産センター来館者数 / 現状値:H29～R6 累計約155万人			
累計185万人	累計215万人	累計245万人	累計275万人

世界遺産「富士山」の顕著な普遍的な価値を、世界に誇る財産として後世に継承し、地域資源として活用していくためには、適切な保存管理や県民の意識醸成が必要。

「静岡県総合計画～しずおか ウェルビーイングプラン～」から抜粋(https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/keikaku/sogokeikaku/1054440.html)